

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（423））

2. 日時：平成29年10月12日 18時10分～19時40分

3. 場所：原子力規制庁 8階実用炉審査部門横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、伊藤安全審査官、江崎安全審査官、大塚安全審査官、岸野安全審査官、日南川安全審査官、安田安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与

（地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他9名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループ 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第5条 津波による損傷の防止」及び「第43条 重大事故等対処設備」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<東海第二発電所 耐津波設計方針について（第513回審査会合（平成29年9月26日）時の指摘事項に対する回答）>

<指摘事項8>

- ライニングがとれた状態における水密ゴムの摩擦係数を示すこと。また、新規の止水機構の設計に当たり、設計より厳しい条件下で一部の機能が失われた場合においてもただちに安全機能への影響が顕在化しないことについて整理して提示すること。

<指摘事項9>

- 止水機構の信頼性向上の対応として、多重化する方針を明確化し、構造仕様が決まり次第詳細を提示すること。

<指摘事項11>

- 漂流物の調査フローについて、隣接事業所における仮設物の情報を入手した後の具体的対応（影響を及ぼしうる仮設物の事前除去、漂流物の衝突を考慮した設計等）について整理して提示すること。

<東海第二発電所 重大事故等対処設備について（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する防護方針）（第516回審査会合（平成29年10月5日）時の指摘事項に対する回答）>

<指摘事項1>

- 敷地の防護方針を再検討し、分かり易く整理して提示すること。

<指摘事項2>

- 原子炉建屋の浸水防止対策に関し、基準適合性の観点から実施する範囲と自主対策として実施する範囲について位置づけを整理して提示すること。

<その他、敷地に遡上する津波への対策>

- 原子炉建屋北側貫通部について、止水範囲は広くとられているものの止水箇所の詳細が読み取れないため、詳細を整理して提示すること止水措置を要する箇所が明記されていないため、必要数を図中に明示すること。
- 防護対象となる重大事故等対処設備について、網羅的に整理し、設置場所、浸水防止対策と対策区分を整理すること。また、これら重大事故等対処設備と浸水防止対策との配置関係を整理し提示すること。
- 西側接続口のある立坑について、西側接続口のある区画に流入する水は床面の排水経路から立坑地下部に貯留し、サンプポンプ等にて排水を行うとの説明であるが、津波の流入を伴い重大事故等対処施設の電源、水源、燃料を含む区域の基準適合性について、津波防護、耐震その他基準要求に対する具体的な設計の考え方を整理して提示すること。
- 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等について、敷地内の遡上域の建物・構築物として防潮堤の外側だけを選定しているが、前提として防潮堤内に津波が流入していることを踏まえ、防潮堤内の建物・構築物に対する考慮について整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針について（第513回審査会合（平成29年9月26日）時の指摘事項に対する回答）
- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針について（東海港浚渫用作業台船の漂流防止策と代替策の検討状況）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する防護方針）（第516回審査会合（平成29年10月5日）時の指摘事項に対する回答）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針に係る審査会合時の指摘事項への対応